（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令（平成十七年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次の一号を加える。

八　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百十三条（同法第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定

第二条中「第七号」を「第八号」に改める。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十二条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

四十六　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条に規定する罪

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十三条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の一号を加える。

二十五　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）に規定する労働基準監督官の職権の行使に関すること。

第八条第一項第三号中「こと」の下に「（職業能力開発局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第九条第三号中「こと」の下に「（労働基準局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第六十二条に次の一号を加える。

八　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に規定する労働基準監督官の職権の行使に関すること。

第八十条第一号中「並びに」の下に「職業能力開発局及び」を加える。

第九十条第一号中「こと」の下に「（労働基準局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　金田　勝年
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
国土交通大臣　石井　啓一

省令

○総務省令第三十三号

公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第一項第四号及び第四十九条第七項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十八条第四項、第五十一条第一項、第五十九条の六の三第二項及び第六項並びに第百四十五条の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月七日

総務大臣　山本　早苗

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「書面」の下に「又は法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書」を加え、同条第二項中「文書」を「申請の文書」に改める。

第十条の六の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　令第五十九条の六の三第一項の規定による請求書の様式は、別記第十三号様式の八の二に準じて作成しなければならない。

第十条の六に次の二項を加える。

3　前二項の請求書には、次の各号に掲げる令第五十九条の六第二項の規定による申出又は令第五十九条の六の三第一項の規定による請求をする船員が乗船する船舶の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、第十七条の二第一項第六号に定める船舶にあつては、この限りでない。

一　法第四十九条第七項に規定する指定船舶　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定する船舶検査証書、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第六項に規定する許可証又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第六条第一項に規定する許可証の写し

二　第十七条の二第二項に定める船舶　船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）第三条第一項に規定する使用船舶明細報告書の写し又はこれに準ずるもの

4　令第五十九条の六の三第二項に規定する総務省令で定める書面は、同条第一項の規定による請求をする船員が乗船することが見込まれる令第五十五条第六項に規定する指定船舶等の当該請求の時における船員法（昭和二十二年法律第百号）第十八条第一項第二号に規定する海員名簿の写しその他の当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれることを証する書面とする。

第十条の七の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に、「様式」を「様式等」に改め、同条中「第五十九条の六第二項」の下に「又は第五十九条の六の三第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

2　令第五十九条の六の三第三項に規定する確認書（次条第一項において「確認書」という。）は、別記第十三号様式の九の二に準じて調製しなければならない。

第十条の七の次に次の一条を加える。

（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の受信等）

第十条の七の二　法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の六の三第六項の規定により送信された確認書を受信したときは、当該確認書を受信した用紙の余白に、当該確認書を受信した日時を印字しなければならない。

2　令第五十九条の六の三第六項に規定する総務省令で定める方法は、電話その他の方法とする。

第十条の八の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改める。

第十条の九の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条第一項中「第五十九条の六第九項」の下に「又は第五十九条の六の三第七項（令第五十九条の六の四第二項において読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「第五十九条の六第九項」の下に「又は第五十九条の六の三第七項」を、「ときは、」の下に「当該投票を受信した」を加える。

第十条の十の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条中「第五十九条の六第十四項」の下に「又は第五十九条の六の三第九項」を加える。

第十条の十一第一項及び第十条の十五第二項中「第四十九条第八項」を「第四十九条第九項」に改める。

第十七条の二の見出しを「（指定船舶等）」に改め、同条中「第四十九条第七項に規定する」の下に「船舶安全法にいう遠洋区域を航行区域とする船舶に準ずるものとして」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法第四十九条第七項に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものは、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条第一項の規定により同規則第二条第四項に規定する外航船舶運航事業を営む者が報告する当該事業の用に供する船舶のうち、船籍が日本以外の国である船舶とする。

第十七条の二の三中「第四十九条第八項」を「第四十九条第九項」に改める。

別記第四号様式を次のように改める。